

令和4年度 第2回宮城県文化財保護審議会 議事録

日 時：令和5年2月3日（金）午前10時から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出 席：永広委員（会長）、近江委員、川島委員（副会長）、菅野委員、
菊池委員、佐藤委員、都丸委員、永井委員、長岡委員

欠 席：荒木委員、平吹委員

（金野総括）

ただいまから、令和4年度第2回宮城県文化財保護審議会を開催いたします。開会に当たりまして、宮城県教育庁 副教育長 嘉藤 俊雄から御挨拶を申し上げます。

（嘉藤副教育長）

「令和4年度 第2回宮城県文化財保護審議会」の開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日頃より本県の文化財保護行政の推進につきまして、御指導と御協力を賜り厚くお礼申し上げますとともに、年度末の御多忙のところ御出席を賜りましたことに重ねて感謝申し上げます。また、本日が今年度最後の審議会と聞いております。委員の皆様には、これまでも貴重な御意見をいただいておりますが、特に、今年度は、指定文化財リストの整備等に関する協議に御協力いただき、誠にありがとうございました。県といたしましては、令和3年3月に策定した文化財保存活用大綱を踏まえ、文化財の保存活用に努めてまいりますので、引き続き、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日は、これまで御協議いただきました諮問リストの中から、建造物1件の「県指定文化財」指定について諮問させていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。その後、事務局から、国及び県指定文化財の事務処理状況等について報告させていただきます。

本日は、長時間にわたる会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

（金野総括）

続きまして、本日の審議会の定足数について報告いたします。本日は、委員総数11名のうち、9名の皆様に御出席いただいておりますので、文化財保護審議会条例第6条第2項に規定する会議の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

議事に入ります前に、嘉藤副教育長は、次の予定がありますことから、ここで退席をさせていただきます。

続いて、議事に移りたいと存じます。ここからは、文化財保護審議会条例第6条第1項の規定により永広会長に議長をお願いいたします。

(永広会長)

議事に入ります前に、本日の議事内容については、公開とさせていただきたいと思いますが、皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

それでは、異論もないようですので、本日の令和4年度第2回宮城県文化財保護審議会の諮問事項については、公開とさせていただきます。傍聴人がいらっしゃれば入室をお願いします。

それでは、諮問事項に入りたいと思います。県指定文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

(天野課長)

それでは、指定文化財候補の概要を説明いたします。表紙に(1)諮問事項と書かれた資料の1～14ページを御覧ください。今回、指定候補として諮問いたしますのは、有形文化財(建造物)の「旧歩兵第四連隊兵舎」、1棟です。説明に当たっては、歴史的経緯等を御説明した後に、兵舎の概要を説明いたします。まず、所在地についてです。4ページの位置図を御覧ください。「旧歩兵第四連隊兵舎」は、JR仙石線榴ヶ岡駅の北東、仙台市宮城野区の榴ヶ岡公園内に所在し、現在は仙台市歴史民俗資料館として利活用されております。

続いて、榴ヶ岡に陸軍兵営が置かれた経過を説明いたします。資料2ページの〈旧兵舎の建築年代と改修履歴〉を御覧ください。明治4年、明治新政府は4つの駐留軍隊を「鎮台」として地方に配し、そのうちの1つを仙台に置きました。仙台の鎮台は仙台城跡を本営とし、兵舎は城下に分散して配置されます。榴ヶ岡には歩兵のための兵舎である歩兵営が明治7年に建てられ、翌明治8年に「歩兵第四連隊兵舎」となりました。

続いて、敷地内の建物配置等について説明します。10ページを御覧ください。上段が明治前期の歩兵第四連隊です。まず、敷地の大きさについては、正式なデータはありませんが、建物配置図等を参考にすると、東西が約200m、南北が約150m程度で、面積はおおよそ30,000㎡と推定できます。門は敷地西辺のやや北側に設置されています。建物は中庭を囲むように配置され、西側には、北から衛兵所、第一大隊本部、第二大隊本部、第三大隊本部が配置され、さらに第一、第二大隊本部の東側には連隊本部が置かれています。また、兵舎は、中庭をコの字状に取り囲むように計8棟が置かれています。このうち、いくつかの建物は建て替わりますが、中庭を囲んだ兵舎配置は継承しながら、第二次世界大戦終戦まで使用されます。戦後、歩兵第四連隊の施設は進駐軍に接收されますが、昭和31年に返還された後は、仙台管区警察学校として使用されました。そして、昭和50年に警察学校が多賀城市に移転した後は、仙台市の公園用地として、隣接する榴ヶ岡公園と一体的な整備が進められました。10ページの下図及び11ページの上の写真は、公園用地に整備される前のものですが、中庭をコの字状に囲んでいた8棟の兵舎うち7棟が残っていたことが分かります。11ページの下図を御覧ください。昭和51年以降の公園整備にあたり、建物のほ

とんどは残念ながら取り壊されることとなりました。取り壊しに先立ち、仙台市による詳細な調査が行われ、調査の結果、南西隅に位置する2棟の兵舎に古い建築様式が確認され、このうち、西側の兵舎1棟を保存することになりました。この兵舎は、昭和53年に、仙台市指定有形文化財に指定され、その後、11ページ下の図のように、南西隅から北東隅に曳家により現在地へ移動され、昭和54年11月から歴史民俗資料館として使われております。

続いて、指定対象の兵舎について御説明いたします。4ページ以降の図や写真を併せて御覧ください。本建物は、桁行52.3メートル、梁間11.0メートルの木造の総二階建て、屋根は寄棟造棧瓦葺です。建物の構造は梁間の中央に角柱を立てて山形の屋根を支える「キングポストトラス構造」と呼ばれる造りになっています。建物の基礎は安山岩の切石積、外壁は漆喰塗で、軒下及び1階と2階の間には蛇腹と呼ばれる水平の装飾が施されています。また、建物の四隅にはコーナーストーンと呼ばれる石の装飾が認められます。窓は長方形のガラス入りの上下窓で、建物の各面に等間隔で配置されています。出入口のポーチは、5ページ上段の曳家後の建物でみると、建物の東面、西面に各2か所、合計4か所が建物から張り出すように設けられています。いずれも石敷き床に置かれた礎盤石の上に丸柱を立て、「起り屋根」と呼ばれるアーチ状の屋根が架けられています。丸柱は脚部が太く加工され、また、柱の上部には三重のリング状の装飾が施されています。

建物内部について御説明いたします。出入口の内部は、ポーチと同様の石敷の床です。建物内の各部屋は、歴史民俗資料館として5ページ上段のように改修されていますが、改修前は、5ページ下段のように、出入口や階段になっている部分を境にみると、両階段の間は3室に区画されており、また、左右の階段の左側と右側はそれぞれ2室に区画されています。さらに1階は中廊下を配して上下に二分されています。室内の様子は8ページと9ページを御覧願います。8ページはロビーと階段の写真です。階段には繰型による装飾が施されているほか、手摺や親柱も装飾的な造りになっていることが分かります。また、写真では分かりづらいですが、ロビーの天井にある換気口も格子状になっており、装飾的な特徴が認められます。9ページ上の写真は復元された内務室です。曳家をした時の建物は、建築当初の内装がほぼ失われていましたが、歴史民俗資料館としての活用に合わせて復元されており、銃を保管する銃架や棚、ベッド、机などが展示されています。下の写真は現在の展示室です。このように、本件は、漆喰塗の外壁と四隅のコーナーストーン、上下窓、円柱ポーチなどの洋風要素と、棧瓦と鬼瓦による瓦葺屋根や階段の繰型などの伝統建築の要素を併せ持っており、総じて明治前期の擬洋風建築の特徴がよくあらわれた建造物と言えます。

建築年代については、曳家及び復元の際に仙台市が行った調査の結果から、この場所に軍隊を置いた明治7年、もしくは、兵舎を増設した明治9年の建物と推察されています。兵舎は、戦後、警察学校として使われ、その際にさまざまな改造が施されましたが、復元に当たっては、写真記録などから当時の兵舎の様子が確認できる明治37年頃の外観に戻されました。また、歴史民俗資料館の開館以降は、2度の改修と2度の災害復旧工事を行っており

ますが、いずれも必要最小限の工事にとどまっており、文化財的価値は保たれていると考えております。以上が「旧歩兵第四連隊兵舎」の概要となります。

次に、総合的な評価を述べたいと思います。「旧歩兵第四連隊兵舎」は、県内に現存する擬洋風建築では最古の例で、規模も最大です。全国的にみても、明治前期の木造兵舎建築の現存例は2例が知られるのみで、大変貴重なものと言えます。また、曳家及び復元の際に、建物の構造等を検証したところ、建物の軸部の改変は少なく、過去に行われた改修も必要最小限であったことが確認されており、本兵舎は文化財的価値を損なわずに、積極的に活用されている好事例と評価できるものです。

以上のことから、県といたしましては、「旧歩兵第四連隊兵舎」1棟を県指定有形文化財（建造物）として指定し、末永く保護と活用を図っていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

（永広会長）

ただいまの事務局からの説明について、委員の先生方から御質問、御意見があれば頂戴いたします。

（永井委員）

個人的な話ですけれども、非常に懐かしい建物で、大学の研究室に入ってすぐに工事担当した大学院の先輩がいたものですので、その先輩から報告書をいただきました。それでいろいろ復元に当たったことなど教えていただいたので、非常に懐かしく思っておりました。

それで、また先だって改めて現地で見せていただきました。今詳細に御説明ありましたとおり、この建物は、宮城県の中でも非常に古い擬洋風建築の一つだということ。あと、昔、先輩から聞いた話も思い出しながら現地をみましたが、どういうふうに復元されているのかとか、その辺をちょっと注意してみました。

やはり、資料館になっていろいろ内部とか改造されていますが、構造体とかはほとんどいじってなくて、間取りも5ページの平面図を見ていただくと、現状の平面図と復元平面図で大きな間取りを変えずに、うまく資料館として使えるように仮設の間仕切りで必要なところは区切っています。新しい資料が今後もし出てくるようなことがあれば、復元も可能な状態にあるかと思いました。

そういう意味合いも含めまして、県内に残されている数少ない事例ということもありますし、仙台市で、こういった建物はどんどん失われていく中で、非常に貴重だと思います。

また、長い間、資料館として活用されて市民の方にも親しまれているということで、この建物を県の指定文化財にするということに対して異存ないです。積極的に進めていっていただければと思います。以上です。

(永広会長)

ありがとうございます。その他何かありますか。

(菅野委員)

考古学の方から意見があります。東北大学川内キャンパスにも第2師団がいたので、似たような建物があったと思うのですが、残念ながら建物自体はすでになくなっているのですが、発掘調査をすると、その基礎部等はかなり出てきます。その基礎を見ていきますと、時期的な変遷とかそういったものが分かってきます。その際に参考にしようと思ってこの連隊の建物の報告を見ると、その地下構造はよく分かっていない。

今回、曳家で移動させた建物を指定されるということですが、曳家をされる前の位置は多分空いていると思いますので、その辺りの発掘調査をして、基礎構造や排水設備等の地下施設を確かめると、上屋だけではなくて全体の構造がわかれば、その建物の価値が高まるのではないかと思います。

ぜひ検討していただければと思います。これ仙台市さんの方かもしれないですけども、よろしくをお願いします。

(永広会長)

ありがとうございます。ただいまのコメントについて、事務局は御意見ありますか。

(天野課長)

はい、今、公園になっておりますので、調査をすれば出てくるかと思えます。本来でしたら、取り壊して移動する際に発掘調査した方がよかったと思えますが、そういった過程を踏んでいませんので、今後、何らかの機会を見つけまして、調査した方がいいかと思っております。

ちょっと名前は違いますが、あの辺りは国分鞭館跡という遺跡に入っている、もしくは隣接している場所になるかと思えます。土木工事が入ってくる場合は、間違いなく調査することになると思えますが、学術調査もできますので、そこは仙台市と一緒に考えていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

(永広会長)

その他にありますか、はい。

(川島副会長)

今回の指定は、文化財の活用というような、大きな流れの中で非常に理にかなった指定だと思います。すでに活用されているものを指定するという、逆手に取ったような指定で異論はありません。

それで補足的なことを、もしお分かりでしたら教えてもらいたいのですが、昭和 54 年に仙台市がこの歴史民俗資料館に建物を利用しようとした、私は先見的な考えだと思うのですが、この経緯とか、或いはすでに歴史民俗資料館があって、何かの理由でそこに移転したのか、それとも新たにそこにつくったのか、そういう資料館自体の歴史をチェックしたいと思ひまして、御存知でしたら教えてください。

(永広会長)

この建物は現在仙台市の指定を受けていますけれども、仙台市から御紹介していただいた方がよろしいでしょうか。それとも事務局からにしますか。

(関口)

はい、十分に把握してないところではございますが、永井先生もおっしゃっていた、報告書というのがございまして、一通りの経緯は書いてありました。ただ、歴史民俗資料館がどうして選ばれたのかとか押さえられてはなかったと思っております。また機会を見て調べたいと思ひます。

(仙台市都丸課長)

仙台市でございます。今お尋ねありました資料館としての経緯ですが、私もちょっと詳しく把握してなくて、昭和 54 年が全く初めてなのか、それとも別の場所にあったのかというところは、すいません調べてないので、申し訳ございません。

仙台市が所有者として一言コメントさせていただければと思っております。今回、旧歩兵第四連隊兵舎が県の文化財になりますと、本市では初めての近代建築の県指定文化財ということになります。この文化財の価値が、より広く認知されることになると期待されます。

それから、そういう意味では本市の文化財行政を進めていく上で大変意義深いことと考えております。県に指定されました際は、引き続き、保存管理とか活用に県と協議しながら努めていきたいと思ひます。ありがとうございます。

(永広会長)

よろしいですか。それではその他、御意見あれば。

(菊池委員)

事務局の御説明と永井委員のお話で、貴重文化財であるということは、十分認識していただきましたので、指定に異論はございません。

1 点確認したかったのは、外観が安山岩の切石積みであるということで、これは仙台城の本丸石垣と関わるということを以前聞いております。

明治初年に仙台城が無用の長物として、全国の御城と一緒に取り壊しになった時期がご

ざいます。仙台城の本丸で石垣を外そうとしたところが、一、二段外したところで、怪我人が出たために作業をやめたということが、文献の記憶が定かではないので、ここで申し上げられないのですが、このことは、郷土史家の何人もがお話になって伺っています。そうであれば、実際にここの切石積みの基礎という意味では、見た目だけで納得したことがございまして、この情報は重要ではないかと思えます。

ただ、本当にどの程度調査されたものか、或いはこれが仙台市の調査記録に残っているのかということは確認しておりませんので、お分かりになったら教えていただきたいですし、それが伝承だとしても、情報として示してよろしいのではないかと考えております。

(永広会長)

事務局いかがでしょうか。

(関口)

はい。ありがとうございます。その辺、重層的なところで調査を深めていきたいと思えます。

切石の件は、何かその調書の中で一言を触れておいた方がよいということで、何を書いた方がよろしいでしょうか。それと今後の課題として、把握しておけばよろしいでしょうか。

(菊池委員)

この切石が仙台城から運んだものだということを書いた文献はございますので、後でそれを調べてお伝えしたいと思えます。それで御判断いただいて、さほどの情報ではないと判断されるのであれば、おろしていただいて結構です。

(関口)

ありがとうございます。

(永広会長)

今の話ですが、曳家した時に、基礎の石も動かしたという記録はあるのでしょうか。

(関口)

そこまで詳しくは把握してないのですが、記録から察するに、そのまますべてを持っていったかという、現実的にはないと思えますし、使えるものは使ったのだろうと思いつつ、この報告書の中では、曳家中の写真も載っておりますが、細かなディテールまでは追えていないと思えます。

その記録がどこまで追えるか、あと仙台市さんの資料で残っているか、或いは当時のことですから、調査チームの資料が残っているか、残っていれば東京工業大学とかにあるかどうか

かっていうのは、さらに調査を進めたいと思います。

(永広会長)

はい。多分その基礎の石も建物と附属して、それが旧来のものをそのまま用いているのかそれとも、曳家をした時に別のものを持ってきたのかということで、建物全体の位置付けも変わってくると思いますので、ちょっと大変でしょうけど、調べた上で、もしコメントできるのであれば、よろしくお願ひしたいと思います。

その他ございますか。あと、これは調書が公式な文書として残るのでしょうか。もしくは今日の説明だけに用いられるのですか。

(関口)

この今日の資料は、諮問資料として残ります。

(永広会長)

そうですか。細かなことですが、4 ページ上の位置図は、榴ヶ岡駅という文字が大きすぎて、これは左下の宮城野通りを破線で囲んだ四角が榴ヶ岡駅ですので、修正しておいていただければと思います。

(関口)

はい、直します。

(永広会長)

よろしくお願ひします。その他ございますか。

もし、特に御意見がないようでしたら、県指定文化財の指定についての審議はここまでとして、県教育委員会に対する答申の取りまとめを行いたいと思います。その取りまとめの間、暫時休憩にしたいのですが、何分ぐらい必要でしょうか。

(天野課長)

10 分ぐらいお願ひします。

(永広会長)

それでは 10 分間休憩ということで、お願ひします。

———休憩———

(永広会長)

それでは審議を再開します。お手元の資料に答申書の案がございますので、これについて事務局からお願いします。

(関口)

はい。答申書の案を読み上げさせていただきます。また、内容について御議論いただければと思います。

県指定文化財の指定について、

旧歩兵第四連隊兵舎 1棟

桁行 52.3メートル、梁間 11.0メートル、木造総二階建、寄棟造棧瓦葺、

出入口ポーチ 4か所付

旧歩兵第四連隊兵舎は、明治初期から現在の仙台市宮城野区榴ヶ岡公園内において歩兵第四連隊の兵舎として使用された建物の一つである。昭和 54 年に仙台市政 88 年を記念して行われた公園拡張に併せて現在地に曳家をして復元され、現在は仙台市歴史民俗資料館として活用されている。

建築年代は、この地に兵営が設置された明治 7 年もしくは兵舎増設時の明治 9 年と推察される。規模及び構造は桁行 52.3メートル、梁間 11.0メートルの木造総二階建てで、屋根は寄棟造棧瓦葺である。桁行面には 4か所の出入口ポーチが取り付く。また、漆喰塗の外壁と建物四隅のコーナーストーンによる装飾、上下窓、円柱ポーチなどの洋風要素と、棧瓦や鬼瓦による瓦葺屋根、階段の操型などの伝統建築の要素を併せ持っており、総じて明治前期の擬洋風建築の特徴がよく表れていると評価できる。

本建物は、県内に現存する擬洋風建築の最古の遺例で、規模も最大であるほか、全国的にみても兵舎の現存例は少なく大変貴重である。また、仙台市による詳細な調査を踏まえて復元整備され、その後の改修も必要最小限の工事にとどまっており、文化財的価値を損なわず、積極的に活用が図られている好事例である。

以上のことから、旧歩兵第四連隊兵舎は本県にとって貴重であり、宮城県指定有形文化財(建造物)に指定することが適当である。

以上、御審議よろしく願いいたします。

(永広会長)

ありがとうございました。今の答申書案について、何か御意見等ございますか。

(永井委員)

最初の概要のところ、木造総二階建のその次に、寄棟棧瓦葺って書いてあるのが、これ

寄棟「造」 棧瓦葺、造を入れた方がいいかと。

あと、説明文の真ん中あたりでも、屋根は寄棟造棧瓦葺と書いてありますので、統一された方がいいと思います。もう1点は、説明文2段落目のところで、建築年代は創建時の明治7年もしくは兵舎造成時の明治9年と推察されるって書いてありますが、創建時が建物の創建時と間違えやすくて、鎮台が置かれた明治7年のことじゃないかなと思うのですが、御検討いただきたいと思います。以上です。

(永広会長)

はい、今の御意見いかがでしょうか。

(関口)

ありがとうございます。創建時の表現ですが、歩兵第四連隊は明治7年にはまだないので、鎮台というよりは施設造成時とか、そういう大隊の時代になるなど、そういう細かな話になるので、確かに創建という言葉は不適切かもしれないのですが。

(永井委員)

鎮台の兵營が設置された明治7年とか、榴ヶ岡に設置された明治7年、あるいは兵舎増設時の明治9年。

(関口)

ありがとうございます。

(天野課長)

今の件についてですが、先ほど私の説明の際に、このところで、この場所に軍隊を置いた明治7年と説明したのですが、やはり今の永井先生の御指摘を踏まえまして、鎮台という表現のほうに検討させていただきます。

(永広会長)

その他にいかがですか。

(佐藤委員)

些末なことですが、一点だけ句読点がカンマではないところがありまして、上から3行目の右端、修正よろしく願います。

(永広会長)

その他ございますか。特にならなければ、今、御意見いただいた2点について修正の

上、答申書にしたいと思います。

なお、今の事務処理については、事務局に一任したいと思いますがよろしいでしょうか。

——委員同意——

(永広会長)

それでは以上で、教育委員会から諮問されました県指定文化財の指定についての審議は、これで諮問事項を終わります。2番目の報告事項に入りたいと思います。事務局からお願いします。

(関口)

それでは(2)番、報告事項、文化財保護に係る諸報告について御説明させていただきます。お手元の資料、先ほど申し上げた報告事項と書かれた横綴じの資料になります。イロハニと4項目についてまとめております。順を追って説明させていただきます。1ページを御覧ください。

宮城県文化財保護審議会松島部会についての御報告でございます。前回の審議会で御報告しました6月までの処理以降で12月までの開催状況について報告させていただきます。

記載内容のとおりでございます。部会自体は10月と12月に開催し、現状変更の具体的な協議、さらには12月に現状変更1件の答申を行っております。今日は御欠席ではございますけれども、当審議会の平吹委員にもこちらの部会には出席いただいております。

続きまして2ページを御覧ください。通常第2回目の審議会では、法令処理を中心として、報告を行っているところでございますが、今回、2番として特別名勝松島保存活用計画策定が大詰めに来ておりますので、簡単ながら報告をさせていただきます。

特別名勝松島保存活用計画でございますが、前平成22年に策定した保存管理計画は、これまで概ね10年ごとに改訂してはございますけれども、震災を経て、かなり状況が変わってきております。そのあたり踏まえまして、令和2年度から改定作業に着手しております。

近年、文化財保護法が改正され、またその流れに合うようなかたちで保存管理計画としていたものを保存活用計画にしまして、次の10年、この松島の保護と松島景観を活かした地域活性化の方向性を示すために、保存活用計画の策定を進めているところでございます。

これまで松島部会の先生方からなる有識者5名と、まちづくり、観光事業者、二市三町の首長さんによる策定会議を立ち上げ、7回の意見交換を行ってきました。また、住民の方々と意見交換、或いは住民説明会も行っております。

意見交換を行った結果と経過をまとめまして、最終案でパブリックコメントも実施してまいりました。意見の数はゼロでありましたが、地元の皆様にも説明しまして、いろんな意見を頂戴したところでございます。現在はそれらを反映した最終案の調整に取りかかっているとございまして、3月までには策定し、若干の移行期間を設けられるかと思っております。

が、来年度中には、新たな計画で運用を開始する予定でありますことを報告させていただきます。

続きまして3ページからは県指定文化財の法令処理になります。まず、記念物でございます。3ページは令和4年度現在まで10件の許可申請を処理しております。

4ページが前審議会で報告した7月以降の一覧でございます。史跡と天然記念物の二つで現状変更処理をしてございます。滅失・毀損は、届出はございませんでした。

これら県指定記念物の主な現状変更としまして、5ページに、鷹巣古墳群の現状変更の内容について紹介させていただいております。こちらは白石市にある県指定史跡でございますけれども、旧白石市産業技術専門学校跡地の指定範囲において、法面崩落の可能性が生じうるということで、応急対応を行ったものでございます。応急対応の方法としましては、ブルーシート養生ということで、シート上部で杭を打って固定するという形にしております。

続きまして6ページからは有形文化財の関係でございます。期間中、届出があったものは1件、白石市の旧小関家住宅のみでございます。

7ページにピックアップして報告させていただいているのは、処理報告としては前回一覧掲載させていただきましたが、仙台市の成覚寺所蔵の有形文化財・清海曼荼羅図です。こちらの修理が終了した報告をいただきましたので、ここに合わせて報告させていただくものでございます。この修理は長期安定化を図るためのフラットニングということで、業務委託で行ったものでございます。波打ちが発生しているものをフラットにするということで、7月から10月の間で行われました。

続きまして8ページを御覧ください。これは県指定有形文化財の公開許可でございます。期間中、届出があったのは1件でございます。東北歴史博物館にて鹽竈神社所蔵のこちらの公開許可を処理させていただきました。

9ページから国指定関係の文化財に関する報告でございます。まずは、新たな国指定・選定・登録でございます。

11月18日に答申がなされた案件で、多賀城出土木簡があります。こちらにつきましては県指定の木簡ですが、これが重要文化財に指定されます。詳細はここに書いてあるとおりでございますけれども、多賀城を中心とした律令国家の東北経営の実態を知ることができて、文献史料の少ない古代東北、古代史研究の進展に寄与するものという評価がなされての重要文化財指定になります。

ちなみに、まだ官報告示はされていないので、正式に指定はされておられません。あらかじめ御報告しておきますと、これが官報告示を受けて重要文化財になりますと、県指定文化財としては指定解除の手続きがなされることを、あらかじめ御承知いただければと思います。

続きまして、10ページからは国指定関係の法令処理で、まずは記念物をまとめております。毎回、大多数は特別名勝松島になります。ただ10ページの数字を見ていただくと、この特別名勝松島の現状変更件数もかなり減ってきております。減っていると言っても、実は震災前の数字に戻っている状況でございます。一時期、平成27・28年ぐらいたと年間700

件ぐらいの現状変更処理をしておりましたが、大分落ち着いては来ております。

11 ページからは期間内の処理一覧になります。7 番から続くのは特別名勝松島の現状変更処理でございます、16 ページまで続いています。

続きまして 17 ページが記念物関係の滅失・毀損でございます。地震被害につきましては、前回、前々回報告させていただいておりますが、届出としては、こういった形で手続きが、なされております。

また、その他、天然記念物としまして、マガンの滅失、またカモシカも 100 件ぐらい処理しておりますけども、これらの滅失の報告をさせていただきます。

なお、特別天然記念物カモシカの報告につきましては次回 6 月開催予定の審議会でも、各市町村一覧を提示ができればなと思っております。

続きまして、18 ページからは国宝・重要文化財の現状変更、修理、毀損等々をまとめてございます。一覧にあるとおりでございますが、一番下 18 ページの登録有形文化財佐藤家住宅、こちらにつきましては、これも御報告しておきますと、登録文化財の災害復旧につきまして、これまで国庫補助事業がなかったのですけども、今回福島県沖地震では、災害復旧の工事自体に補助金が出ることになりまして、この旧佐藤家住宅は、き損届を提出した後に補助事業化が始まった形になっております。

最後、15 ページは公開許可でございます。(2) の公開承認施設については事後報告となりますので、改めての報告のものはありません。(1) 番は公開承認施設以外での通達でございますが、これは東北大学所蔵の陸前国沼津貝塚出土品が石巻市博物館で展示されたため、許可申請を処理させていただいております。報告事項は以上でございます。

(永広会長)

ただいまの報告について御質問や御意見はありませんか。

それでは、特に御意見はないようですので、報告事項は以上とさせていただきます。

議事 3 番目のその他について、事務局から何かありますか。

(関口)

特にございません。

(永広会長)

特になければ、議事の一切を終了します。以上です。

(金野総括)

会長をはじめ、委員の先生方、長時間に渡り御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。これを持ちまして、令和 4 年度第 2 回宮城県文化財保護審議会を終了いたします。